



基 発 1 2 1 3 第 4 号
平 成 2 5 年 1 2 月 1 3 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律の施行について

労働契約法（平成 19 年法律第 128 号。以下「法」という。）第 18 条の特例について規定した「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律」（平成 25 年法律第 99 号。以下「改正法」という。）が、本日公布され、法第 18 条の特例に関する規定については、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとされたところである。

今般の改正は、研究開発システムの改革を引き続き推進することにより研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進を図るため、研究開発法人、大学等の研究者等について法第 18 条の特例等を定めるものである。

ついては、法第 18 条の特例に関する内容は、下記のとおりであるので、それらについて十分に了知の上、その円滑な施行に遺漏なきを期されたい。

なお、各国公立私立大学長等に対し、文部科学省科学技術・学術政策局長、高等教育局長等から別紙のとおり周知されている旨了知されたい。

記

第 1 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）の改正（改正法第 1 条）による労働契約法の特例（第 15 条の 2 関係）

- (1) 以下の①から④までに掲げる者がそれぞれの期間の定めのある労働契約（以下「有期労働契約」という。）を期間の定めのない労働契約（以下「無期労働契約」という。）に転換させるための申込みを行うために2以上の有期労働契約の契約期間を通算した期間（以下「通算契約期間」という。）が5年を超えることが必要とされていることについて労働契約法の特例を定め、10年を超えることが必要であること。
- ① 科学技術に関する研究者又は技術者であって研究開発法人又は大学等を設置する者との間で有期労働契約を締結したもの
 - ② 研究開発等に係る企画立案、資金の確保並びに知的財産権の取得及び活用その他の研究開発等に係る運営及び管理に係る業務（専門的な知識及び能力を必要とするものに限る。④において「運営管理に係る業務」という。）に従事する者であって研究開発法人又は大学等を設置する者との間で有期労働契約を締結したもの
 - ③ 試験研究機関等、研究開発法人及び大学等以外の者が試験研究機関等、研究開発法人又は大学等との契約によりこれらと共同して行う研究開発等（④において「共同研究開発等」という。）の業務に専ら従事する科学技術に関する研究者又は技術者であって当該試験研究機関等、研究開発法人及び大学等以外の者との間で有期労働契約を締結したもの
 - ④ 共同研究開発等に係る運営管理に係る業務に専ら従事する者であって当該共同研究開発等を行う試験研究機関等、研究開発法人及び大学等以外の者との間で有期労働契約を締結したもの。
- (2) (1)における科学技術には、人文科学のみに係る科学技術を含むものであること。
- (3) (1)の①及び②の対象となる者(大学の学生である者を除く。)のうち、大学に在学している間に研究開発法人又は大学等を設置する者との間で有期労働契約（当該有期労働契約の期間のうち大学に在学している期間を含むものに限る。）を締結していた者については、当該大学に在学している期間は、通算契約期間に算入しないこと。
- (4) (1)の③及び④に掲げる者についての特例は、事業者において雇用される者のうち、研究開発能力の強化等の観点から特に限定して設けられたものであり、共同研究開発等に「専ら従事する者」に限定されているものであること。

第2 大学の教員等の任期に関する法律(平成9年法律第82号)の一部改正(改正法第2条)による労働契約法の特例(第7条関係)

- (1) 大学の教員等がその有期労働契約を無期労働契約に転換させるための

申込みを行うために通算契約期間が5年を超えることが必要とされていることについて労働契約法の特例を定め、10年を超えることが必要であること。

- (2) 大学の教員等のうち、大学に在学している間に国立大学法人、公立大学法人若しくは学校法人又は大学共同利用期間法人等との間で有期労働契約（当該有期労働契約の期間のうち大学に在学している期間を含むものに限る。）を締結していた者については、当該大学に在学している期間は、通算契約期間に算入しないこと。

第3 改正法附則

1 改正法の施行期日（改正法附則第1条）

改正法は、公布の日から施行すること。ただし、第1、第2及び第3の3については、平成26年4月1日から施行すること。

2 検討規定（改正法附則第2条）

- (1) 国は、改正法による改正後の研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び改正後の大学の教員等の任期に関する法律の施行状況等を勘案して、第1(1)の①から④までに掲げる者及び第2(1)の教員等の雇用の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされていること。

- (2) 第1(1)の③及び④に掲げる者についての特例は、事業者において雇用される者のうち、研究開発能力の強化等の観点から特に限定して設けられたものであり、国は、その雇用の在り方について、期間の定めのない雇用形態を希望する者等がいることも踏まえ、研究者等の雇用の安定が図られることが研究環境の早期の改善に資するという観点から、研究者等が相互に競争しながら能力の向上を図ることの重要性にも十分配慮しつつ、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされていること。

3 経過措置（改正法附則第4条及び第5条）

- (1) 第1(1)の①から④に掲げる者及び第2(1)の教員等のうち、改正法による労働契約法の特例の施行日（平成26年4月1日）より前に、通算契約期間が5年を超えることになったものについては、従前の例により、無期転換の申込みが可能であること。
- (2) 第1(3)及び第2(2)の規定は、有期労働契約（当該有期労働契約の期間のうち大学に在学している期間を含むものに限る。）であって、

法第 18 条の施行日（平成 25 年 4 月 1 日）から改正法による労働契約法の特例の施行日（平成 26 年 4 月 1 日）の前日までの間の日を契約期間の初日とするものに係る当該大学に在学している期間についても適用すること。

(別紙)

25文科科第399号
平成25年12月13日

各 国 公 私 立 大 学 長
大学を設置する各地方公共団体の長
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長
大学を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放 送 大 学 学 園 理 事 長 殿
各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 機 構 長
独立行政法人大学評価・学位授与機構長
独立行政法人国立大学財務・経営センター理事長
独立行政法人大学入試センター理事長
文部科学省所管各研究開発法人の長

文部科学省科学技術・学術政策局長
土 屋 定 之

(印影印刷)

文部科学省生涯学習政策局長
清 木 孝 悦

(印影印刷)

文 部 科 学 省 高 等 教 育 局 長
布 村 幸 彦

(印影印刷)

文 部 科 学 省 研 究 振 興 局 長
吉 田 大 輔

(印影印刷)

文 部 科 学 省 研 究 開 発 局 長
田 中 敏

(印影印刷)

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び
研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期
に関する法律の一部を改正する法律の公布について（通知）

このたび、第185回国会（臨時会）において成立した「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律」（平成25年法律第99号。以下「改正法」という。）が、平成25年12月13日に公布され、労働契約法の特例、労働契約法の特例に関する経過措置及び研究開発法人の出資等の業務に係る規定については平成26年4月1日から、その他の規定については公布の日から、それぞれ施行されることとなりました。

今回の改正は、研究開発システムの改革を引き続き推進することにより研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進を図るため、研究開発法人、大学等の研究者等について労働契約法の特例を定めるとともに、我が国及び国民の安全に係る研究開発等に対して必要な資源の配分を行うことの明確化、研究開発法人に対する出資等の業務の追加、研究開発等を行う法人に関する新たな制度の創設に関する規定の整備等を行うものです。

改正の概要及び留意事項等は下記のとおりですので、十分御理解の上、適切な運用に遺漏のないようお取り計らい願います。

なお、改正法に関しては、衆議院文部科学委員会において附帯決議が付されております。

第一 改正法の趣旨

改正法は、研究開発システムの改革を引き続き推進することにより研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進を図るため、研究開発法人、大学等の研究者等について労働契約法の特例を定めるとともに、我が国及び国民の安全に係る研究開発等に対して必要な資源の配分を行うことの明確化、研究開発法人に対する出資等の業務の追加、研究開発等を行う法人に関する新たな制度の創設に関する規定の整備等を行うものであること。

第二 改正の概要

一 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成20年法律第63号）の一部改正関係

1 人材の確保等の支援

国は、研究開発等に係る企画立案、資金の確保並びに知的財産権の取得及び活用その他の研究開発等に係る運営及び管理に係る業務（2において「運営管理に係る業務」という。）に関し、専門的な知識及び能力を有する人材の確保その他の取組を支援するために必要な施策を講ずるとともに、イノベーションの創出に必要な能力を有する人材の育成を支援するために必要な施策を講ずるものとしたこと。（第10条の2及び第10条の3関係）

2 労働契約法の特例

(1) 以下の①から④までに掲げる者がそれぞれの期間の定めのある労働契約（以下「有期労働契約」という。）を期間の定めのない労働契約（以下「無期労働契約」という。）に転換させるための申込みを行うために2以上の有期労働契約の契約期間を通算した期間（以下「通算契約期間」という。）が5年を超えることが必要とされていることについて労働契約法の特例を定め、10年を超えることが必要であるとしたこと。（第15条の2第1項関係）

① 科学技術に関する研究者又は技術者であって研究開発法人又は大学等を設置する者との間で有期労働契約を締結したもの

② 研究開発等に係る運営管理に係る業務（専門的な知識及び能力を必要とするものに限る。④において同じ。）に従事する者であって研究開発法人又は大学等を設置する者との間で有期労働契約を締結したもの

③ 試験研究機関等、研究開発法人及び大学等以外の者が試験研究機関等、研究開発法人又は大学等との契約によりこれらと共同して行う研究開発等（④において「共同研究開発等」という。）の業務に専ら従事する科学技術に関する研究者又は技術者であって当該試験研究機関等、研究開発法人及び大学等以外の者との間で有期労働契約を締結したもの

④ 共同研究開発等に係る運営管理に係る業務に専ら従事する者であって当該共同研究開発等を行う試験研究機関等、研究開発法人及び大学等以外の者との間で有期労働契約を締結したもの。

(2) (1)における科学技術には、人文科学のみに係る科学技術を含むこととしたこと。（第2条第1項、第7項関係）

(3) (1)の①及び②の対象となる者（大学の学生である者を除く。）のうち大学に在学している間に研究開発法人又は大学等を設置する者との間で有期労働契約（当該有期労働契約の期間のうちに大学に在学している

期間を含むものに限る。)を締結していた者については、当該大学に在学している期間は、通算契約期間に算入しないこととしたこと。(第15条の2第2項関係)

3 我が国及び国民の安全に係る研究開発等に対する必要な資源の配分等

国は、我が国及び国民の安全に係る研究開発等並びに成果を収めることが困難であっても成果の実用化により極めて重要なイノベーションの創出をもたらす可能性のある革新的な研究開発に必要な資源の配分を行うものとし、我が国及び国民の安全の基盤をなす科学技術については、当該科学技術の振興に必要な資源の安定的な配分を行うよう配慮しなければならないこととしたこと。(第28条関係)

4 迅速かつ効果的な物品及び役務の調達

国は、研究開発法人及び大学等が研究開発等の特性を踏まえて迅速かつ効果的に物品及び役務の調達を行うことができるよう必要な措置を講ずるものとしたこと。(第32条の2関係)

5 研究開発等の適切な評価等

国は、国の資金により行われる研究開発等について、国際的な水準を踏まえるとともに、新規性の程度、革新性の程度等を踏まえて適切な評価を行い、その結果を研究開発等の推進の在り方に反映させるものとし、研究開発等の評価に関する高度な能力を有する人材の確保その他の取組を支援するために必要な施策を講ずるものとしたこと。(第34条第1項、第2項関係)

6 研究開発法人による出資等の業務

研究開発法人のうち、実用化及びこれによるイノベーションの創出を図ることが特に必要な研究開発の成果を保有するもの(独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)は、個別法の定めるところにより、当該研究開発法人の研究開発の成果を事業活動において活用しようとする者に対する出資並びに人的及び技術的援助の業務を行うことができることとしたこと。(第43条の2及び別表第2関係)

7 研究開発等を行う法人に関する新たな制度の創設

(1) 政府は、独立行政法人の制度及び組織の見直しの状況を踏まえつつ、研究開発等を行う法人が世界最高水準の研究開発等を行って最大の成果を創出するための運営を行うことを可能とする新たな制度を創設するため、必要な法制上の措置を速やかに講ずるものとしたこと。(第49条第1項関係)

(2) 同制度においては、研究者、技術者等の給与水準の見直し、業務運営の効率化に関する目標の在り方を見直し、物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みの改善、自己収入に係る仕組みの見直し、経費の繰越しに係る仕組みの柔軟化等が実現される仕組みとすることとしたこと。(第49条第2項関係)

二 大学の教員等の任期に関する法律(平成9年法律第82号)の一部改正関係

(1) 大学の教員等がその有期労働契約を無期労働契約に転換させるための申込みを行うために通算契約期間が5年を超えることが必要とされていること

について労働契約法の特例を定め、10年を超えることが必要であるとしたこと。(第7条第1項関係)

- (2) 大学の教員等のうち、大学に在学している間に国立大学法人、公立大学法人若しくは学校法人又は大学共同利用機関法人等との間で有期労働契約(当該有期労働契約の期間のうち大学に在学している期間を含むものに限る。)を締結していた者については、当該大学に在学している期間は、通算契約期間に算入しないこととしたこと。(第7条第2項関係)

三 改正法附則関係

1 施行期日

改正法は、公布の日から施行することとしたこと。ただし、一の2及び6、二並びに三の3及び4については、平成26年4月1日(以下「改正法一部施行日」という。)から施行することとしたこと。(附則第1条関係)

2 検討

- (1) 国は、改正法による改正後の研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(以下「改正強化法」という。)及び改正後の大学の教員等の任期に関する法律(以下「改正任期法」という。)の施行状況等を勘案して、一の2の(1)の①から④までに掲げる者及び二(1)の教員等の雇用の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしたこと。また、一の2の(1)の③及び④に掲げる者についての特例は、事業者において雇用される者のうち、研究開発能力の強化等の観点から特に限定して設けられたものであり、国は、その雇用の在り方について、期間の定めのない雇用形態を希望する者等がいることも踏まえ、研究者等の雇用の安定が図られることが研究環境の早期の改善に資するという観点から、研究者等が相互に競争しながら能力の向上を図ることの重要性にも十分配慮しつつ、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしたこと。(附則第2条第1項、第2項関係)
- (2) 国は、研究開発法人の業務の実施状況等を勘案し、研究開発法人が一の6による出資並びに人的及び技術的援助の業務を行うことの適否について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしたこと。また、政府は、関係機関等が連携協力することが研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出に重要であることに鑑み、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体等との間の連携協力体制の整備について速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしたこと。(附則第3条第1項、第2項関係)

3 経過措置

- (1) 一の2の(1)の①から④に掲げる者及び二の(1)の教員等のうち、改正法による労働契約法の特例の施行日である平成26年4月1日より前に、通算契約期間が5年を超えることになったものについては、従前の例により、無期転換の申込みが可能であることとしたこと。(附則第4条第1項及び第5条第1項関係)
- (2) 一の2の(3)及び二の(2)の規定は、有期労働契約(当該有期労働契約の期間のうち大学に在学している期間を含むものに限る。)であって、労働契約法の一部を改正する法律(平成24年法律第56号。以下「平成24年改正労働契約法」という。)附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日(平成25年4月1日)から改正法一部施行日の前日(平成26年

3月31日)までの間の日を契約期間の初日とするものに係る当該大学に在学している期間についても適用することとしたこと。(附則第4条第2項及び第5条第2項)

4 独立行政法人科学技術振興機構法の一部改正等

独立行政法人科学技術振興機構法の一部を改正し、独立行政法人科学技術振興機構の業務に改正強化法第43条の2の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うことを追加するとともに、独立行政法人産業技術総合研究所法の一部及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正し、独立行政法人産業技術総合研究所及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務に改正強化法第43条の2の規定による出資(金銭の出資を除く。)並びに人的及び技術的支援を行うことを追加することとしたこと。(附則第6条、第7条及び第8条関係)

第三 留意事項

- 1 改正強化法第15条の2による労働契約法の特例の対象者は、研究者、技術者等とされており、同条による労働契約法の特例の対象者と有期労働契約を締結する場合には、相手方が同条に基づく特例の対象者となる旨等を書面により明示し、その内容を説明すること等により、相手方がその旨を予め適切に了知できるようにするなど、適切に運用する必要があること。また、改正強化法第15条の2第1項第3号及び第4号に掲げる者についての特例は、事業者において雇用される者のうち、研究開発能力の強化等の観点から特に限定して設けられたものであり、共同研究等に「専ら従事する者」に限定されているものであること。
- 2 改正任期法第7条の適用対象である「教員等」とは、教育研究の分野を問わず、また、常勤・非常勤の別にかかわらず、国立大学法人、公立大学法人及び学校法人の設置する大学(短期大学を含む。)の教員(教授、准教授、助教、講師及び助手)、大学共同利用機関法人、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター及び独立行政法人大学入試センターの職員のうち専ら研究又は教育に従事する者であること。
なお、労働契約法第22条の規定により地方公務員は同法の適用除外となっていることから、地方公務員の身分を有する公立大学法人化されていない公立大学の教員等は、そもそも労働契約法の適用対象となっておらず、本条の適用対象とはならないこと。
- 3 各大学等において、改正任期法第7条に定める労働契約法第18条第1項の規定の特例を適用するに当たっては、「大学の教員等の任期に関する法律」(平成9年法律第82号)(以下「任期法」という。)第5条第1項の規定に基づき、同法第4条第1項各号のいずれかに該当することが必要であるとともに、同法第5条第2項の規定に基づき、あらかじめ当該大学に係る教員の任期に関する規則を定めるなど、適切に運用する必要があること。
- 4 国立大学法人、公立大学法人若しくは学校法人又は大学共同利用機関法人等は、今回の改正法に係る就業規則及び任期に関する規則等の制定又は改正等を行うに当たっては、労働関係法令及び任期法の規定に従って、適切に実施すること。

5 労働契約法第18条は、有期労働契約の濫用的な利用を抑制し労働者の雇用の安定を図る趣旨で設けられた規定であり、改正強化法第15条の2及び改正任期法第7条は当該規定について研究開発能力の強化及び教育研究の活性化等の観点から通算契約期間の特例を定めたものであること。また、当該特例は、通算契約期間が10年に満たない場合に無期転換ができないこととするものではないこと。

なお、労働契約法第19条において、最高裁判所の判例で確立している「雇止め法理」（一定の場合に雇止めを無効とする判例上のルール）について規定されていることも考慮されたいこと。

6 改正強化法第15条の2第2項及び改正任期法第7条第2項において、学生として大学に在学している間に、TA（ティーチング・アシスタント）、RA（リサーチ・アシスタント）等として大学等を設置する者等との間で有期労働契約を締結していた場合には、当該大学に在学している期間は通算契約期間に算入しないこと。

7 改正法附則第4条第2項及び第5条第2項の経過措置については、平成24年改正労働契約法附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日（平成25年4月1日）から改正法一部施行日の前日（平成26年3月31日）までの間に、研究開発法人又は大学等を設置する者との間で有期労働契約を締結した場合における当該大学に在学している期間も、通算契約期間に算入されないことを確認的に規定したものであること。

8 平成24年改正労働契約法附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日（平成25年4月1日）から改正法一部施行日の前日（平成26年3月31日）までの間に開始された有期労働契約については、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に労働契約法第18条第1項に基づき有期労働契約を締結している者が無期労働契約への転換を申し込むことができる権利（以下「無期転換申込権」という。）が生じていない場合については、今回の特例の対象となり、当該有期労働契約の期間が通算契約期間に算入されること。また、平成25年4月1日から平成26年3月31日までに、すでに無期転換申込権が生じている場合については、今回の特例は適用されず、従前の例（5年の通算契約期間）により、無期労働契約への転換申込みが可能である旨の経過措置を確認的に置いたものであること。

なお、平成24年改正労働契約法附則第2項において、第1項ただし書に規定する規定の施行の日（平成25年4月1日）前の日が初日である有期労働契約の契約期間は、通算契約期間に算入しないこととされていること。

添付資料

【別添1】 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第99号）

【別添2】 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律 新旧対照表

【別添3】 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法案に対する附帯決議（衆議院文部科学委員会）

【本件連絡先】

文部科学省

高等教育局高等教育企画課（改正任期法に関すること）

電話：03-5253-4111（代表）（内線 3378）

科学技術・学術政策局政策課（改正強化法に関すること）

電話：03-5253-4111（代表）（内線 4581）

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律

(研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部改正)

第一条 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成二十年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「評価」を「評価等」に、「第七章 研究開発法人に対する主務大臣の要求(第四十八条)」を「第七章 研究開発法人に対する主務大臣の要求(第四十八条) に改める。
第八章 研究開発等を行う法人に関する新たな制度の創設(第四十九条)」

第二条第一項中「除く。」の下に「第十五条の二第一項を除き、」を加え、「(以下単に「研究」という。)」を削り、同条第七項中「研究を」を「科学技術に関する試験又は研究(第十五条の二第一項を除き、以下単に「研究」という。)を」に改め、同条第八項中「別表」を「別表第一」に改める。

第十条の次に次の二条を加える。

(研究開発等に係る運営及び管理に係る業務に関する専門的な知識及び能力を有する人材の確保等の支援)

第十条の二 国は、研究開発能力の強化を図るため、研究開発等に係る企画立案、資金の確保並びに知的財産権の取得及び活用その他の研究開発等に係る運営及び管理に係る業務に関し、専門的な知識及び能力を有する人材の確保その他の取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(イノベーションの創出に必要な能力を有する人材の育成の支援)

第十条の三 国は、イノベーションの創出に必要な能力を有する人材の育成を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

第十五条の次に次の一条を加える。

(労働契約法の特例)

第十五条の二 次の各号に掲げる者の当該各号の労働契約に係る労働契約法（平成十九年法律第百二十八号）第十八条第一項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。

一 科学技術に関する研究者又は技術者（科学技術に関する試験若しくは研究又は科学技術に関する開

発の補助を行う人材を含む。第三号において同じ。）であつて研究開発法人又は大学等を設置する者との間で期間の定めのある労働契約（以下この条において「有期労働契約」という。）を締結したものの

- 一 科学技術に関する試験若しくは研究若しくは科学技術に関する開発又はそれらの成果の普及若しくは実用化に係る企画立案、資金の確保並びに知的財産権の取得及び活用その他の科学技術に関する試験若しくは研究若しくは科学技術に関する開発又はそれらの成果の普及若しくは実用化に係る運営及び管理に係る業務（専門的な知識及び能力を必要とするものに限る。）に従事する者であつて研究開発法人又は大学等を設置する者との間で有期労働契約を締結したものの
- 二 試験研究機関等、研究開発法人及び大学等以外の者が試験研究機関等、研究開発法人又は大学等との協定その他の契約によりこれらと共同して行う科学技術に関する試験若しくは研究若しくは科学技術に関する開発又はそれらの成果の普及若しくは実用化（次号において「共同研究開発等」という。）の業務に専ら従事する科学技術に関する研究者又は技術者であつて当該試験研究機関等、研究開発法人及び大学等以外の者との間で有期労働契約を締結したものの

四 共同研究開発等に係る企画立案、資金の確保並びに知的財産権の取得及び活用その他の共同研究開発等に係る運営及び管理に係る業務（専門的な知識及び能力を必要とするものに限る。）に専ら従事する者であつて当該共同研究開発等を行う試験研究機関等、研究開発法人及び大学等以外の者との間で有期労働契約を締結したもの

- 2 前項第一号及び第二号に掲げる者（大学の学生である者を除く。）のうち大学に在学している間に研究開発法人又は大学等を設置する者との間で有期労働契約（当該有期労働契約の期間のうちに大学に在学している期間を含むものに限る。）を締結していた者の同項第一号及び第二号の労働契約に係る労働契約法第十八条第一項の規定の適用については、当該大学に在学している期間は、同項に規定する通算契約期間に算入しない。

第二十八条第一項中「ため」の下に「我が国の国際競争力の強化等の重要性に鑑み」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第二項」に、「我が国の」を「我が国及び国民の安全又は」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

- 2 国は、前項に定めるもののほか、我が国及び国民の安全に係る研究開発等並びに成果を収めることが

困難であっても成果の実用化により極めて重要なイノベーションの創出をもたらす可能性のある革新的な研究開発を推進することの重要性に鑑み、これらに必要な資源の配分を行うものとする。

第三十二条の次に次の一条を加える。

(迅速かつ効果的な物品及び役務の調達)

第三十二条の二 国は、研究開発法人及び大学等の研究開発能力の強化を図るため、研究開発法人及び大学等が研究開発等の特性を踏まえて迅速かつ効果的に物品及び役務の調達を行うことができるよう必要な措置を講ずるものとする。

第四章第三節の節名中「評価」を「評価等」に改める。

第三十四条第一項中「及び国の資金により行われる」を「及び当該」に、「かんがみ」を「鑑み」に、「国の資金により行われる研究開発等の適切な評価を」を「当該研究開発等について、国際的な水準を踏まえるとともに、新規性の程度、革新性の程度等を踏まえて適切な評価を」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国は、国の資金により行われる研究開発等の適切な評価が研究開発能力の強化及び当該研究開発等の

効率的推進に極めて重要であることに鑑み、研究開発等の評価に関する高度な能力を有する人材の確保その他の取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

第四十三条の次に次の一条を加える。

(研究開発法人による出資等の業務)

第四十三条の二 研究開発法人のうち、実用化及びこれによるイノベーションの創出を図ることが特に必要な研究開発の成果を保有するものとして別表第二に掲げるものは、研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、独立行政法人通則法第一条第一項に規定する個別法の定めるところにより、当該研究開発法人の研究開発の成果を事業活動において活用しようとする者に対する出資並びに人的及び技術的援助の業務を行うことができる。

本則に次の一章を加える。

第八章 研究開発等を行う法人に関する新たな制度の創設

第四十九条 政府は、独立行政法人の制度及び組織の見直しの状況を踏まえつつ、研究開発等を行う法人が世界最高水準の研究開発等を行って最大の成果を創出するための運営を行うことを可能とする新たな

制度（以下「新制度」という。）を創設するため、次に掲げる事項を基本として必要な法制上の措置を速やかに講ずるものとする。

- 一 新制度における研究開発等を行う法人（以下「新法人」という。）を設立する主たる目的は、研究開発等により最大の成果を創出することとすること。
- 二 新法人は、研究開発等に係る国の方針に基づき、大学又は民間企業が取り組み難い課題に取り組むことを重要な業務とすること。
- 三 新法人が国際競争力の高い人材を確保することを可能とすること。
- 四 新法人が行う研究開発等について、国際的な水準を踏まえて専門的な評価が実施されるようにすること。
- 五 新法人を所管する大臣の下に研究開発等に関する審議会を設置すること。この場合において、外国人を当該審議会の委員に任命することができるものとする。
- 六 新法人が業務の計画の期間を長く設定することを可能とすること。
- 七 新法人が行う研究開発の成果を最大のものとするため、新制度の運用が研究開発等の特性を踏まえ

たものとなるようにすること。

- 2 新制度においては、新法人の研究者、技術者等の給与水準の見直し、業務運営の効率化に関する目標の在り方の見直し、新法人が行う研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みの改善、新法人がその活動によって得た収入に係る仕組みの見直し、新法人の研究開発等に係る経費の繰越しに係る仕組みの柔軟化等が実現される仕組みとすることとする。

別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二（第四十三条の二関係）

- 一 独立行政法人科学技術振興機構
- 二 独立行政法人産業技術総合研究所
- 三 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

（大学の教員等の任期に関する法律の一部改正）

第二条 大学の教員等の任期に関する法律（平成九年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「及び第六条」を「、第六条及び第七条第二項」に改める。

第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

(労働契約法の特例)

第七条 第五条第一項（前条において準用する場合を含む。）の規定による任期の定めがある労働契約を締結した教員等の当該労働契約に係る労働契約法（平成十九年法律第百二十八号）第十八条第一項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。

2 前項の教員等のうち大学に在学している間に国立大学法人、公立大学法人若しくは学校法人又は大学共同利用機関法人等との間で期間の定めのある労働契約（当該労働契約の期間のうちに大学に在学している期間を含むものに限る。）を締結していた者の同項の労働契約に係る労働契約法第十八条第一項の規定の適用については、当該大学に在学している期間は、同項に規定する通算契約期間に算入しない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律第二条の改正規定、同法第十五条の次に一

条を加える改正規定、同法第四十三條の次に一條を加える改正規定及び同法別表を別表第一とし、同表の次に一表を加える改正規定、第二條の規定並びに附則第四條から第八條までの規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

(検討)

第二條 国は、第一條の規定による改正後の研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（以下「新研究開発能力強化法」という。）及び第二條の規定による改正後の大学の教員等の任期に関する法律（以下「新大学教員任期法」という。）の施行状況等を勘案して、新研究開発能力強化法第十五條の二第二項各号に掲げる者及び新大学教員任期法第七條第一項の教員等の雇用の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 新研究開発能力強化法第十五條の二第二項第三号及び第四号に掲げる者についての特例は、事業者において雇用される者のうち、研究開発能力の強化等の観点から特に限定して設けられたものであり、国は、その雇用の在り方について、期間の定めのない雇用形態を希望する者等がいることも踏まえ、研究者等の雇用の安定が図られることが研究環境の早期の改善に資するという観点から、研究者等が相互に競争しな

から能力の向上を図ることの重要性にも十分配慮しつつ、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第三条 国は、研究開発法人（新研究開発能力強化法第二条第八項に規定する研究開発法人をいう。以下同じ。）の業務の実施状況等を勘案し、研究開発法人が新研究開発能力強化法第四十三条の二の規定による出資並びに人的及び技術的援助の業務を行うことの適否について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、関係機関等が連携協力することが研究開発（新研究開発能力強化法第二条第一項に規定する研究開発をいう。）の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出（同条第五項に規定するイノベーションの創出をいう。）に重要であることに鑑み、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体等との間の連携協力体制の整備について速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条 新研究開発能力強化法第十五条の二第一項各号に掲げる者であつて附則第一条ただし書に規定する

規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）前に労働契約法（平成十九年法律第百二十八号）第十八条第一項に規定する通算契約期間が五年を超えることとなつたものに係る同項に規定する期間の定めのない労働契約の締結の申込みについては、なお従前の例による。

- 2 新研究開発能力強化法第十五条の二第二項の規定は、同項の有期労働契約（当該有期労働契約の期間のうち大学に在学している期間を含むものに限る。）であつて労働契約法の一部を改正する法律（平成十四年法律第五十六号）附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日から一部施行日の前日までの間の日を契約期間の初日とするものに係る当該大学に在学している期間についても適用する。

（大学の教員等の任期に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五条 新大学教員任期法第七条第一項の教員等であつて一部施行日前に労働契約法第十八条第一項に規定する通算契約期間が五年を超えることとなつたものに係る同項に規定する期間の定めのない労働契約の締結の申込みについては、なお従前の例による。

- 2 新大学教員任期法第七条第二項の規定は、同項の期間の定めのある労働契約（当該労働契約の期間のうち大学に在学している期間を含むものに限る。）であつて労働契約法の一部を改正する法律附則第一項

ただし書に規定する規定の施行の日から一部施行日の前日までの間の日を契約期間の初日とするものに係る当該大学に在学している期間についても適用する。

(独立行政法人科学技術振興機構法の一部改正)

第六条 独立行政法人科学技術振興機構法(平成十四年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

第十六条中「及び第七号」を「第七号及び第九号」に改める。

第十八条第九号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

九 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成二十年法律第六十三号)第四十三条の二の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。

(独立行政法人産業技術総合研究所法の一部改正)

第七条 独立行政法人産業技術総合研究所法(平成十一年法律第二百三号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する

る法律（平成二十年法律第六十三号）第四十三條の二の規定による出資（金銭の出資を除く。）並びに人的及び技術的援助を行うこと。

（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正）

第八条 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第八号の次に次の一号を加える。

八の二 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第四十三條の二の規定による出資（金銭の出資を除く。）並びに人的及び技術的援助を行うこと。

(別添2)

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律 新旧対照表

○研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成二十年法律第六十三号)
(第一条関係) (傍線部は改正部分)

改 正	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章 (略)</p> <p>第四章 国の資金により行われる研究開発等の効率的推進等</p> <p>第一節・第二節 (略)</p> <p>第三節 研究開発等の適切な評価等 (第三十四条)</p> <p>第五章～第七章 (略)</p> <p>第八章 <u>研究開発等を行う法人に関する新たな制度の創設 (第四十九條)</u></p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「研究開発」とは、科学技術(人文科学のみに係るものを除く。<u>第十五条の二第一項を除き、以下同じ。</u>)に関する試験若しくは研究又は科学技術に関する開発をいう。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 この法律において「試験研究機関等」とは、次に掲げる機関のうち<u>科学技術に関する試験又は研究(第十五条の二第一項を除き、以下単に「研究」という。)を行うもので政令で定めるものをいう。</u></p> <p>一～四 (略)</p> <p>8 この法律において「研究開発法人」とは、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人(以下単に「独立行政法人」</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章 (略)</p> <p>第四章 国の資金により行われる研究開発等の効率的推進等</p> <p>第一節・第二節 (略)</p> <p>第三節 研究開発等の適切な評価 (第三十四条)</p> <p>第五章～第七章 (略)</p> <p>「新設」</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「研究開発」とは、科学技術(人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。)に関する試験若しくは研究(以下単に「研究」という。)又は科学技術に関する開発をいう。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 この法律において「試験研究機関等」とは、次に掲げる機関のうち<u>研究を行うもので政令で定めるものをいう。</u></p> <p>一～四 (略)</p> <p>8 この法律において「研究開発法人」とは、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人(以下単に「独立行政法人」</p>

別添1

という。)であつて、研究開発等、研究開発であつて公募によるものに係る業務又は科学技術に関する啓発及び知識の普及に係る業務を行うもののうち重要なものとして別表第一に掲げるものをいう。

9 ～ 11 (略)

(研究開発等に係る運営及び管理に係る業務に関する専門的な知識及び能力を有する人材の確保等の支援)

第十条の二 国は、研究開発能力の強化を図るため、研究開発等に係る企画立案、資金の確保並びに知的財産権の取得及び活用その他の研究開発等に係る運営及び管理に係る業務に関し、専門的な知識及び能力を有する人材の確保その他の取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(イノベーションの創出に必要な能力を有する人材の育成の支援)

第十条の三 国は、イノベーションの創出に必要な能力を有する人材の育成を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(労働契約法の特例)

第十五条の二 次の各号に掲げる者の当該各号の労働契約に係る労働契約法(平成十九年法律第百二十八号)第十八条第一項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。

一 科学技術に関する研究者又は技術者(科学技術に関する試験若しくは研究又は科学技術に関する開発の補助を行う人材を含む。第三号において同じ。)であつて研究開発法人又は大学等を設置する者との間で期間の定めのある労働契約(以下この条に

という。)であつて、研究開発等、研究開発であつて公募によるものに係る業務又は科学技術に関する啓発及び知識の普及に係る業務を行うもののうち重要なものとして別表に掲げるものをいう。

9 ～ 11 (略)

[新設]

[新設]

[新設]

において「有期労働契約」という。)を締結したもの

二 科学技術に関する試験若しくは研究若しくは科学技術に関する開発又はそれらの成果の普及若しくは実用化に係る企画立案、資金の確保並びに知的財産権の取得及び活用その他の科学技術に関する試験若しくは研究若しくは科学技術に関する開発又はそれらの成果の普及若しくは実用化に係る運営及び管理に係る業務(専門的な知識及び能力を必要とするものに限る。)に従事する者であつて研究開発法人又は大学等を設置する者との間で有期労働契約を締結したもの

三 試験研究機関等、研究開発法人及び大学等以外の者が試験研究機関等、研究開発法人又は大学等との協定その他の契約によりこれらと共同して行う科学技術に関する試験若しくは研究若しくは科学技術に関する開発又はそれらの成果の普及若しくは実用化(次号において「共同研究開発等」という。)の業務に専ら従事する科学技術に関する研究者又は技術者であつて当該試験研究機関等、研究開発法人及び大学等以外の者との間で有期労働契約を締結したもの

四 共同研究開発等に係る企画立案、資金の確保並びに知的財産権の取得及び活用その他の共同研究開発等に係る運営及び管理に係る業務(専門的な知識及び能力を必要とするものに限る。)に専ら従事する者であつて当該共同研究開発等を行う試験研究機関等、研究開発法人及び大学等以外の者との間で有期労働契約を締結したもの

2 前項第一号及び第二号に掲げる者(大学の学生である者を除く。)のうち大学に在学している間に研究開発法人又は大学等を設置する者との間で有期労働契約(当該有期労働契約の期間のうち

に大学に在学している期間を含むものに限る。)を締結していた者の同項第一号及び第二号の労働契約に係る労働契約法第十八条第一項の規定の適用については、当該大学に在学している期間は、同項に規定する通算契約期間に算入しない。

(科学技術の振興に必要な資源の柔軟かつ弾力的な配分等)

第二十八条 国は、研究開発能力の強化を図るため、我が国の国際競争力の強化等の重要性に鑑み、科学技術に関する内外の動向、多様な分野の研究開発の国際的な水準等を踏まえ、効率性に配慮しつつ、科学技術の振興に必要な資源の柔軟かつ弾力的な配分を行うものとする。

2| 国は、前項に定めるもののほか、我が国及び国民の安全に係る研究開発等並びに成果を収めることが困難であつても成果の実用化により極めて重要なイノベーションの創出をもたらす可能性のある革新的な研究開発を推進することの重要性に鑑み、これらに必要な資源の配分を行うものとする。

3| 国は、第一項の場合において、我が国及び国民の安全又は経済社会の存立の基盤をなす科学技術については、長期的な観点からその育成及び水準の向上を図るとともに、科学技術の振興に必要な資源の安定的な配分を行うよう配慮しなければならない。

4| 国は、第一項の場合において、公募型研究開発とそれ以外の国の資金により行われる研究開発のそれぞれの役割を踏まえ、これらについて調和のとれた科学技術の振興に必要な資源の配分を行うこと等により、これらが互いに補完して、研究開発能力の強化及び国の資金により行われる研究開発等の効率的推進が図られるよう配慮しなければならない。

(科学技術の振興に必要な資源の柔軟かつ弾力的な配分等)

第二十八条 国は、研究開発能力の強化を図るため、科学技術に関する内外の動向、多様な分野の研究開発の国際的な水準等を踏まえ、効率性に配慮しつつ、科学技術の振興に必要な資源の柔軟かつ弾力的な配分を行うものとする。

〔新設〕

2| 国は、前項の場合において、我が国の経済社会の存立の基盤をなす科学技術については、長期的な観点からその育成及び水準の向上を図るとともに、科学技術の振興に必要な資源の安定的な配分を行うよう配慮しなければならない。

3| 国は、第一項の場合において、公募型研究開発とそれ以外の国の資金により行われる研究開発のそれぞれの役割を踏まえ、これらについて調和のとれた科学技術の振興に必要な資源の配分を行うこと等により、これらが互いに補完して、研究開発能力の強化及び国の資金により行われる研究開発等の効率的推進が図られるよう配慮しなければならない。

(迅速かつ効果的な物品及び役務の調達)

第三十二条の二 国は、研究開発法人及び大学等の研究開発能力の強化を図るため、研究開発法人及び大学等が研究開発等の特性を踏まえて迅速かつ効果的に物品及び役務の調達を行うことができるよう必要な措置を講ずるものとする。

第三節 研究開発等の適切な評価等

第三十四条 国は、国の資金により行われる研究開発等の適切な評価が研究開発能力の強化及び当該研究開発等の効率的推進に極めて重要であることに鑑み、研究者等の事務負担が過重なものとならないよう配慮しつつ、当該研究開発等について、国際的な水準を踏まえるとともに、新規性の程度、革新性の程度等を踏まえて適切な評価を行い、その結果を科学技術の振興に必要な資源の配分の在り方その他の国の資金により行われる研究開発等の推進の在り方に反映させるものとする。

2| 国は、国の資金により行われる研究開発等の適切な評価が研究開発能力の強化及び当該研究開発等の効率的推進に極めて重要であることに鑑み、研究開発等の評価に関する高度な能力を有する人材の確保その他の取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

3| (略)

(研究開発法人による出資等の業務)

第四十三条の二 研究開発法人のうち、実用化及びこれによるイノベーションの創出を図ることが特に必要な研究開発の成果を保有

〔新設〕

第三節 研究開発等の適切な評価

第三十四条 国は、国の資金により行われる研究開発等の適切な評価が研究開発能力の強化及び国の資金により行われる研究開発等の効率的推進に極めて重要であることにかんがみ、研究者等の事務負担が過重なものとならないよう配慮しつつ、国の資金により行われる研究開発等の適切な評価を行い、その結果を科学技術の振興に必要な資源の配分の在り方その他の国の資金により行われる研究開発等の推進の在り方に反映させるものとする。

〔新設〕

2| (略)

〔新設〕

するものとして別表第二に掲げるものは、研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、独立行政法人通則法第一条第一項に規定する個別法の定めるところにより、当該研究開発法人の研究開発の成果を事業活動において活用しようとする者に対する出資並びに人的及び技術的援助の業務を行うことができる。

第八章 研究開発等を行う法人に関する新たな制度の創設

第四十九条 政府は、独立行政法人の制度及び組織の見直しの状況を踏まえつつ、研究開発等を行う法人が世界最高水準の研究開発等を行って最大の成果を創出するための運営を行うことを可能とする新たな制度（以下「新制度」という。）を創設するため、次に掲げる事項を基本として必要な法制上の措置を速やかに講ずるものとする。

- 一 新制度における研究開発等を行う法人（以下「新法人」という。）を設立する主たる目的は、研究開発等により最大の成果を創出することとすること。
- 二 新法人は、研究開発等に係る国の方針に基づき、大学又は民間企業が取り組み難い課題に取り組むことを重要な業務とすること。
- 三 新法人が国際競争力の高い人材を確保することを可能とすること。
- 四 新法人が行う研究開発等について、国際的な水準を踏まえて専門的な評価が実施されるようにすること。
- 五 新法人を所管する大臣の下に研究開発等に関する審議会を設置すること。この場合において、外国人を当該審議会の委員に

〔新設〕

任命することができるものとする。

六 新法人が業務の計画の期間を長く設定することを可能とすること。

七 新法人が行う研究開発の成果を最大のものとするため、新制度の運用が研究開発等の特性を踏まえたものとなるようにすること。

2 新制度においては、新法人の研究者、技術者等の給与水準の見直し、業務運営の効率化に関する目標の在り方の見直し、新法人が行う研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みの改善、新法人がその活動によって得た収入に係る仕組みの見直し、新法人の研究開発等に係る経費の繰越しに係る仕組みの柔軟化等が実現される仕組みとすることとする。

別表第一（第二条関係）

一～三十八（略）

別表第二（第四十三条の二関係）

一 独立行政法人科学技術振興機構

二 独立行政法人産業技術総合研究所

三 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

別表（第二条関係）

一～三十八（略）

〔新設〕

○大学の教員等の任期に関する法律（平成九年法律第八十二号）（第二条関係）

（傍線部は改正部分）

改 正	現 行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 教員等 教員並びに国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター及び独立行政法人大学入試センター（次号、<u>第六</u>条及び<u>第七</u>条第二項において「大学共同利用機関法人等」という。）の職員のうち専ら研究又は教育に従事する者をいう。</p> <p>四 (略)</p> <p>(労働契約法の特例)</p> <p><u>第七</u>条 <u>第五</u>条第一項（前条において準用する場合を含む。）の規定による任期の定めがある労働契約を締結した教員等の当該労働契約に係る労働契約法（平成十九年法律第二百二十八号）<u>第十八</u>条第一項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。</p> <p>2 前項の教員等のうち大学に在学している間に国立大学法人、公立大学法人若しくは学校法人又は大学共同利用機関法人等との間で期間の定めのある労働契約（当該労働契約の期間のうちに大学に在学している期間を含むものに限る。）を締結していた者の同項の労働契約に係る労働契約法<u>第十八</u>条第一項の規定の適用につい</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 教員等 教員並びに国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター及び独立行政法人大学入試センター（次号及び<u>第六</u>条において「大学共同利用機関法人等」という。）の職員のうち専ら研究又は教育に従事する者をいう。</p> <p>四 (略)</p> <p>〔新設〕</p>

ては、当該大学に在学している期間は、同項に規定する通算契約
期間に算入しない。

(他の法律の適用除外)

第八条 (略)

(他の法律の適用除外)

第七条 (略)

改 正	現 行
<p>(役員及び職員の秘密保持義務)</p> <p>第十六条 機構の役員及び職員は、第十八条第一号から第四号まで、<u>第六号、第七号及び第九号に掲げる業務に係る職務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。</u></p> <p>(業務の範囲)</p> <p>第十八条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一〜八 (略)</p> <p>九 <u>研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成二十年法律第六十三号)第四十三条の二の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。</u></p> <p>十 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。</p>	<p>(役員及び職員の秘密保持義務)</p> <p>第十六条 機構の役員及び職員は、第十八条第一号から第四号まで、<u>第六号及び第七号に掲げる業務に係る職務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。</u></p> <p>(業務の範囲)</p> <p>第十八条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一〜八 (略)</p> <p>〔新設〕</p> <p>九 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。</p>

改 正	現 行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第十一条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一〜五 （略）</p> <p>六 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第四十三条の二の規定による出資（金銭の出資を除く。）並びに人的及び技術的援助を行うこと。</p> <p>七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十一条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一〜五 （略）</p> <p>〔新設〕</p> <p>六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>2 （略）</p>

○独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）（附則第八条関係）

（傍線部は改正部分）

改 正	現 行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第十五条 機構は、第四条第一項の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一〜八 （略）</p> <p>八の二 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第四十三条の二の規定による出資（金銭の出資を除く。）並びに人的及び技術的援助を行うこと。</p> <p>九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>十〜十三 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十五条 機構は、第四条第一項の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一〜八 （略）</p> <p>〔新設〕</p> <p>九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>十〜十三 （略）</p> <p>2 （略）</p>

附 則（改正法附則）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律第二条の改正規定、同法第十五条の次に一条を加える改正規定、同法第四十三条の次に一条を加える改正規定及び同法別表を別表第一とし、同表の次に一表を加える改正規定、第二条の規定並びに附則第四条から第八条までの規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

（検討）

第二条 国は、第一条の規定による改正後の研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（以下「新研究開発能力強化法」という。）及び第二条の規定による改正後の大学の教員等の任期に関する法律（以下「新大学教員任期法」という。）の施行状況等を勘案して、新研究開発能力強化法第十五条の二第一項各号に掲げる者及び新大学教員任期法第七条第一項の教員等の雇用の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 新研究開発能力強化法第十五条の二第一項第三号及び第四号に掲げる者についての特例は、事業者において雇用される者のうち、研究開発能力の強化等の観点から特に限定して設けられたものであり、国は、その雇用の在り方について、期間の定めのない雇用形態を希望する者等がいることも踏まえ、研究者等の雇用の安定が図られることが研究環境の早期の改善に資するという観点から、研究者等が相互に競争しながら能力の向上を図ることの重要性にも十分配慮しつつ、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第三条 国は、研究開発法人（新研究開発能力強化法第二条第八項に規定する研究開発法人をいう。以下同じ。）の業務の実施状況等を勘案し、研究開発法人が新研究開発能力強化法第四十三条の二の規定による出資並びに人的及び技術的援助の業務を行うことの適否について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、関係機関等が連携協力することが研究開発（新研究開発能力強化法第二条第一項に規定する研究開発をいう。）の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出（同条第五項に規定するイノベーションの創出をいう。）に重要であることに鑑み、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体等の間の連携協力体制の整備について速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 新研究開発能力強化法第十五条の二第一項各号に掲げる者であつて附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(以下「一部施行日」という。)前に労働契約法(平成十九年法律第百二十八号)第十八条第一項に規定する通算契約期間が五年を超えることとなつたものに係る同項に規定する期間の定めのない労働契約の締結の申込みについては、なお従前の例による。

2 新研究開発能力強化法第十五条の二第二項の規定は、同項の有期労働契約(当該有期労働契約の期間のうちに大学に在学している期間を含むものに限る。)であつて労働契約法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第五十六号)附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日から一部施行日の前日までの間の日を契約期間の初日とするものに係る当該大学に在学している期間についても適用する。

(大学の教員等の任期に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 新大学教員任期法第七条第一項の教員等であつて一部施行日前に労働契約法第十八条第一項に規定する通算契約期間が五年を超えることとなつたものに係る同項に規定する期間の定めのない労働契約の締結の申込みについては、なお従前の例による。

2 新大学教員任期法第七条第二項の規定は、同項の期間の定めのある労働契約(当該労働契約の期間のうちに大学に在学している期間を含むものに限る。)であつて労働契約法の一部を改正する法律附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日から一部施行日の前日までの間の日を契約期間の初日とするものに係る当該大学に在学している期間についても適用する。

(独立行政法人科学技術振興機構法の一部改正)

第六条 独立行政法人科学技術振興機構法(平成十四年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

第十六条中「及び第七号」を「第七号及び第九号」に改める。

第十八条第九号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

九 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成二十年法律第六十三号)第四十三条の二の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。

(独立行政法人産業技術総合研究所法の一部改正)

第七条 独立行政法人産業技術総合研究所法(平成十一年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第四十三条の二の規定による出資（金銭の出資を除く。）並びに人的及び技術的援助を行うこと。

（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正）

第八条 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第八号の次に次の一号を加える。

八の二 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第四十三条の二の規定による出資（金銭の出資を除く。）並びに人的及び技術的援助を行うこと。

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 本法で労働契約法の特例措置を講じたことは、あくまで例外であることを踏まえ、その趣旨に反して他の職種にも適用されることのないよう十分留意すること。
- 二 雇用労働政策の決定や法律の制定改廃は、労働政策審議会の議を経るというこれまでの原則を変更しないこと。
- 三 今回の法改正による労働契約法の特例の対象となる者の雇用の安定を図るために必要な研究開発等の推進のための基盤の整備に係る方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 四 民間企業で有期雇用される研究者等が大学等と共同研究開発を行う場合の労働契約法の特例については、速やかに研究者等の雇用の安定が図られるよう必要な検討を行い、必要な措置を講じること。また、特例の対象者が著しく拡大することがないようにすること。
- 五 科学研究費助成事業をはじめとする研究費の基金化を進めるよう努めること。
- 六 研究者等の雇用について、短期契約の更新を繰り返すことを改め、研究者等の雇用の安定が図られるよう、研究者等の人材育成や雇用形態の基本的な在り方についても検討を行うこと。
- 七 研究開発等を行う法人に関する新たな制度の創設に関しては、研究成果の最大化を目的としつつ簡明で国民の合意が得られるものとなるように十分留意すること。また、現に存する研究開発法人の業務・目的等を精査し、当該新制度に移行すべき研究開発法人の選定の基準・考え方を早急に検討し発表すること。